第1編 基本的事項

第1章 計画の基本的事項

1 計画見直しの趣旨

県では、平成23年度に『群馬県森林・林業基本計画』(計画期間:平成23年度から平成32年度) を策定し、充実した森林資源と地理的優位性を活かして林業の再生を図り、「森林県ぐんま」から「林業県ぐんま」への飛躍を目指して、様々な施策に取り組んできました。

計画の策定から5年目を迎えるにあたり、これまでの施策、取組を総括するとともに、国内における森林・林業に関する情勢の変化を踏まえ、新たなステージに向けて本計画を見直す必要性が生じています。

見直し計画では、第15次群馬県総合計画を踏まえ、森林資源の充実、高性能林業機械*1の導入等基盤整備の進展及び木質バイオマス*2の需要増等の状況を鑑み、計画期間を1年前倒しして、「林業県ぐんま」の実現に向けた取組を加速します。

また、人口減少社会が到来する中で「地方創生」に向け、農林業は大きな潜在力を有する産業として注目されており、林業は森林資源を活用した成長産業化が強く求められています。

このため、この計画が目標とする素材生産**3量40万㎡は、一つの通過点として捉え、将来の本県のあるべき森林・林業の姿を構想し、県内の豊富な森林資源を循環利用しながら、素材生産から木材利用に至る取組を一体的に発展させ、「林業県ぐんま」の実現及び林業の成長産業化による群馬の未来創生に寄与します。

2 計画の位置付け

この計画は、「第15次群馬県総合計画」を推進するため、本県の森林・林業の施策に関する基本的な事項を定めるものです。

また、内容的には、本県の森林・林業に関わる幅広い人々の行動指針となる計画です。

3 計画期間

この計画は、平成23年度を初年度とし、平成31年度を目標年度とする9カ年計画です。

当初計画:10年(平成23年度から平成32年度まで) 変更計画:9年(平成23年度から平成31年度まで)

4 計画の構成

この計画は、「基本構想」と「基本計画」の2部で構成します。

「基本構想」は、概ね15年後の本県の林業のあるべき姿を構想し、その実現に向けた取組として、計画期間(平成28~31年度)における2つの基本方針と8つの施策の柱を提示しています。

「基本計画」は、8つの施策の柱ごとに現状・課題、これまでの施策の総括、施策展開を提示しています。

なお、計画内容を着実に推進するため、年度ごとに進行管理を行います。



写真: 充実した森林資源の利用(造材作業の様子)



写真: 水源を涵養する森林 (奥利根上流の森林とダム湖)

◆構成

第1編 基本的事項

第1章 計画の基本的事項

第2編 基本構想

第1章 将来展望

第2章 基本方針

第3編 基本計画

第1章 森林・林業の現状と施策展開

第2章 施策の推進方策

資料編

数值目標

参考資料

5 計画見直し方法

計画の見直しは、林業・木材産業・きのこ産業関係者及び行政で構成する「群馬県森林・林業基本計画推進協議会」及び「群馬県森林審議会」等の意見を聴いて原案を作成、群馬県議会に提案し、議決をもって決定しました。

なお、パブリックコメントの実施により、広く県民の皆様の意見を伺って計画見直しに反映しま した。



『用語の解説』

※1:【高性能林業機械】

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能をもつ林業機械。主な高性能林業機械は、フェラーバンチャ、スキッダ、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダ。

※2:【木質バイオマス】

バイオマス(再生可能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く))の中で木材からなるもの。 エネルギー用としては、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場 などから発生する樹皮やのこ屑、住宅の解体材などが使用される。

※3:【素材生産】

立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太にすること。